



事業所の皆様へ

緊急事態措置による休業・時短要請対象外事業者への主な支援策


国・県では、緊急事態措置に伴う休業・時短営業の要請、または外出自粛等の影響を受け、売上が減少している事業者に対し、月次支援金を給付します。

■ **対象** 小売店、理・美容店、タクシー、ドラッグストア、食品加工・製造業者など

※上記は一例であり、さまざまな業種の方が対象となり得ます。

| 国 | 月次支援金 | 詳しくはこちら→ | 県 | 福岡県中小企業者等月次支援金 | 詳しくはこちら→ |
|---------------|--|---|---------------|---|---|
| ■ 給付要件 | 令和3年4月以降の月間売上が前年または前々年の同月に比べて 50%以上減少 している事業者 |  | ■ 給付要件 | 令和3年5月・6月の月間売上が前年または前々年の同月に比べて 30%以上50%未満減少 している県内に本社・本店がある事業者 |  |
| ■ 給付額 | 中小法人 上限 20万円 ／月 個人事業者 上限 10万円 ／月 | | ■ 給付額 | 中小法人 上限 10万円 ／月 個人事業者 上限 5万円 ／月 | |
| ■ 申請期間 | 〈4・5月分〉6月16日～8月15日 〈6月分〉7月1日～8月31日 | | ■ 申請期間 | 6月18日～8月31日 | |
| ■ 問合せ | 月次支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240 (8時30分～19時、土・日・祝日も受付) | | ■ 問合せ | 福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター ☎0120-876-866 (平日 9時～17時) | |

国・県の支援金への上乗せ支援

| 市 | 大牟田市事業継続応援支援金 | 詳しくはこちら→ |
|---------------|--|--|
| ■ 給付要件 | 令和3年5月・6月分の国または県の月次支援金を受給した事業者 ※飲食店に酒類を販売する事業者で国の月次支援金受給した事業者は、県の月次支援金による上乗せが優先されます |  |
| ■ 給付額 | 国・県の 月次支援金受給額の2分の1以内 | |
| ■ 申請期間 | 6月25日～10月29日 | |
| ■ 問合せ | 事業継続応援支援金コールセンター ☎0944-41-2525 (平日9時～17時) ※産業振興課内に相談窓口を設置します(本庁舎3階)。 | |

市融資制度における返済条件の緩和について

借入金の返済が負担となっている事業者に対し、返済条件の緩和に柔軟に対応します。
詳しくは、取扱金融機関へご相談ください。

- ①返済期間の延長(最長2年) ②元金の一時返済猶予

▼今月号は夏休みも目前！というところで自由研究や思い出作りになるイベントが盛りだくさんです▼小学生の頃夏休みの宿題は早めに取り掛かっていたほうですが、工作と自由研究はギリギリまで手をつけず、親に手伝って

編集後記

もらいながら仕上げたことを思い出しました▼コロナの影響でほとんど何もできずに終わった昨年。まだまだ不安な日々は続きますが、今年は少しでもたくさんのお出でを願っています(理)

ジョージアとアフガニスタンの選手にエールを！！

NHKの「世界を応援しよう！」プロジェクトサイトでは、東京2020大会に向けて、世界各国の応援動画を動画で紹介しています。大牟田市がホストタウンとなっているジョージアとアフガニスタンの応援動画をチェックして、両国の選手にエールを送りましょう！

(画像提供：NHK)



ジョージア
応援動画 →



アフガニスタン
応援動画 →

